（F）　スターラーピース（長さ一センチメートル）

（G）　マグネチックスターラー

（二）　測定方法

イ　合成樹脂容器の底に、ピペットを用いて酸性タイプの製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）を入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ　（三）で定める塩素系基準溶液三ミリリットルをイのビーカー内に加える。

ハ　直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をファンで攪拌（かくはん）する。

ニ　両液混合から五分間後、ガス採取器の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度（ppm）} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度（ppm）}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量（}\ell\text{）}}{20}$$

ホ　室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

（三）　基準溶液

イ　規格

塩素系基準溶液については、次亜塩素酸ナトリウム四・八～五・二パーセント及び水酸化ナトリウム〇・九～一・一パーセントの混合溶液とする。

ロ　調製方法

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液（次亜塩素酸ナトリウム約十三パーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント）を（三）ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級（日本工業規格K八五七六（水酸化ナトリウム（試薬））の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るように調製する。

ハ　分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法は以下のとおり。

次亜塩素酸ナトリウムについては、基準溶液を一・〇グラムないし一・五グラム精秤し、イオン交換水を五十ミリリットルとヨウ化カリウム二グラム及び酢酸十ミリリットルを加え、遊離したヨウ素を〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い、〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液の所要量に対応する次亜塩素酸ナトリウムを求めて含有率を算出する。

水酸化ナトリウムについては、純水五十ミリリットルに基準溶液を五・〇グラム加えた溶液に、水酸化ナトリウムで中和した過酸化水素水を上記基準溶液内に発泡がなくなるまで少量ずつ滴下して次亜塩素酸ナトリウムを分解した後、〇・五モル毎リットルの塩酸を用いて中和滴定を行い、〇・五モル毎リットルの塩酸の所要量に対応する水酸化ナトリウムを求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

（四）　測定は（二）イ～ニを三回行い、平均値を測定値とする。

（五）　本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

洗濯用又は台所用の石けん（界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの（洗濯用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の七十パーセント以上のものに限り、台所用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の六十パーセント以上のものに限る。）をいう。）

（一）　品名の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる品名を示す用語を用いて表示すること。

区分	用語
洗濯用の石けん	純石けん分以外の界面活性剤を含有しないもの	洗濯用石けん
	純石けん分以外の界面活性剤を含有するもの	洗濯用複合石けん
台所用の石けん	純石けん分以外の界面活性剤を含有しないもの	台所用石けん
	純石けん分以外の界面活性剤を含有するもの	台所用複合石けん

（二）　成分の表示は、次のイからヌまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析の方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること（成分の含有率は、固形のもの、粉末状のもの及び粒状のもの以外のものについては、製品重量比によって算出すること。）。

イ　純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものにあっては、「純石けん分」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率及び種類の名称を示す用語を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五以内とする。

ロ　純石けん分以外の界面活性剤を含有するものにあっては、「界面活性剤」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで純石けん分を含めた界面活性剤の含有率を付記すること。以上の表示の次に純石けん分の含有率と種類の名称及び純石けん分以外の界面活性剤の含有率と種類の名称をそれぞれ「純石けん分」、「純石けん分以外の界面活性剤」の用語の次に括弧書きで付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五以内とする。

ハ　純石けん分以外の界面活性剤を含有するものにあっては、含有される界面活性剤のうちその含有率が三パーセント以上のものについて、ロの規定によりその種類の名称を示す用語を付記すること。なお、三パーセント未満の純石けん分以外の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率が最も高いものの一つの種類の名称を示す用語を用いて表示すること。ただし、界面活性剤の種類の名称を知ることができないとき、その他界面活性剤の種類の名称を表示しないことについてやむを得ない理由があるときは、界面活性剤の種類の名称を示す用語に代えて、界面活性剤の系別を示す用語を付記することができる。

ニ　純石けん分以外の界面活性剤の表示については、該当部分にアンダーラインを引くこと。

ホ　ハの規定により種類の名称又は系別を表示する場合において、その種類の名称又は系別が次の表の上欄に掲げる界面活性剤の区分に応じ、同表の下欄又は中欄に掲げる界面活性剤の種類の名称又は系別を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類の名称を示す用語
陰イオン系界面活性剤	脂肪酸系（陰イオン）	脂肪酸ナトリウム
		脂肪酸カリウム
	直鎖アルキルベンゼン系	アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
	高級アルコール系（陰イオン）	アルキル硫酸エステルナトリウム
		アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム